

指定学校の変更手続について

神戸市では、住所ごとに就学すべき小・中学校（指定学校）が決まっています。

住所とは「実際に生活しているところ」ですので、実際に生活していないところに住所登録をして入学（「越境入学」）することはできません。

なお、相当な理由がある場合には、指定学校以外への学校への就学が認められる場合があります。

ただし、通学に支障がある場合は認められません。また、学校施設の状況により希望校での受け入れができない場合があります。

なお、指定学校に関する詳しい案内や手続については、神戸市ホームページに掲載しています。（西神中学校のホームページにも掲載しています。）

【 神戸市ホームページ <http://www.city.kobe.lg.jp/child/school/area/kouku/> 】